

労働者としての地位確認等請求事件

事案の概要

原告：元従業員

被告：生協組合

生協組合が情報不正取得等を理由に従業員を解雇したところ、同人から、情報の取得は公益通報目的であり、適法と主張して、地位確認及び未払賃金の支払請求を申し立てられた事案。第1審は、元従業員の行為が公益通報に該当するかどうかの直接判断は避けたものの、諸事情を総合考慮の上、元従業員の情報取得行為の違法性は高くないとして、元従業員の請求を認めた。控訴審では、生協組合の申立てにより元従業員が情報取得に使用したUSBメモリの鑑定（フォレンジック調査）を行った結果、元従業員が公益通報とはおよそ無関係な内容の情報を極めて大量に取得していたことが判明した。裁判所は、その情報の取得時期や元従業員が生協組合になした不当な要求等を考慮すると、元従業員の情報取得目的は公益通報ではなく、不当な要求の実現であったと判断し、元従業員の請求を棄却した。元従業員が上告及び上告受理申立てするも、棄却及び不受理となり、控訴審判決が確定。

（当事務所は控訴審から生協組合を代理）